

児童相談所の開設について

柏市総合教育会議

令和元年10月17日

柏市こども福祉課

《目次》

- 1) 「児童相談所」の概要等 (スライド1～3)
- 2) 児童相談所設置の背景と意義 (スライド4～6)
- 3) 市が目指す児童相談所など (スライド7～12)

1) 「児童相談所」の概要

1. 児童相談所の概要①

●設置目的・条件

- ・児童相談所は子どもに関する相談に応じ，子どもが有する問題やニーズなどを的確に捉え，最も効果的な援助を行い，子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護する。
- ・目的達成のための条件
 - ◆児童福祉に関する高い専門性を有すること
 - ◆地域住民に浸透した機関であること
 - ◆児童福祉に関する機関、施設等との連携が十分に図られること

●基本的機能

- ・市町村援助機能（市町村相互間の連絡調整，情報提供など）
- ・相談機能（子どもの家庭や行動等を調査，診断，判定し，援助方針決定）
- ・一時保護機能（子どもを家庭から離れた一時保護）
- ・措置機能（在宅指導，児童福祉施設等入所，里親等委託）

2. 児童相談所の概要②

●相談の種類

- ・養護相談：虐待，養育困難など
- ・障害相談：発達障害，知的障害，肢体不自由など
- ・非行相談：虞犯行為，触法行為，
- ・育成相談：不登校，性格行動，しつけなど
- ・その他：里親希望，夫婦関係など，上記以外

●主な職員

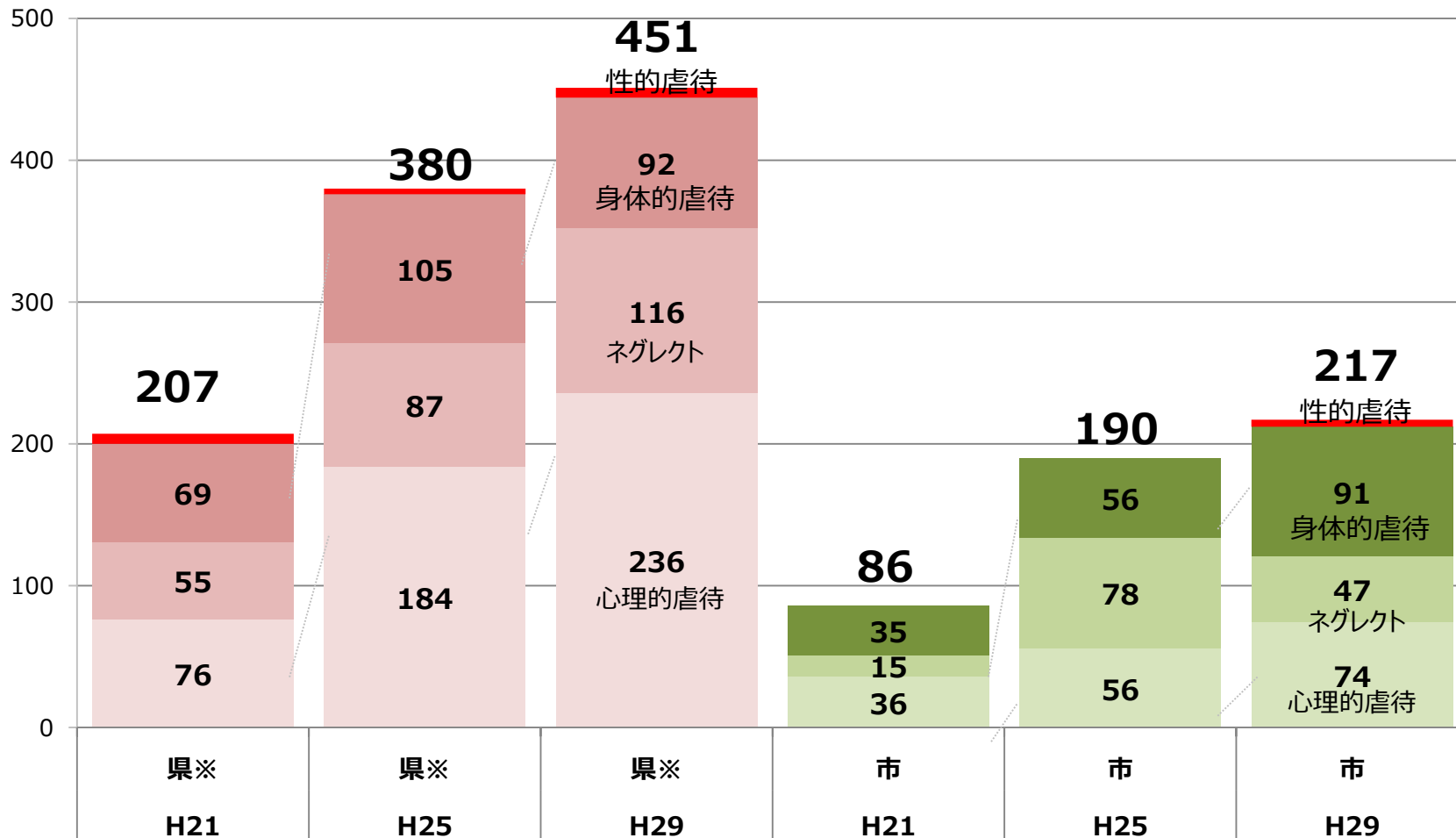
- ・児童福祉司，相談員，児童心理司，心理療法担当職員，精神科医・小児科医，弁護士，保健師，児童指導員，保育士，栄養士，調理員など

3. 児童相談所設置における経緯

年度	法改正と主な内容等	柏市の動き
H23	民法，児童福祉法等の改正 ・親権の停止制度の創設 ・親権者等のない里親委託中又は一時保護中の子どもへの児童相談所長の親権代行 等	2歳10か月の男児死亡事例発生
H25		柏市児童虐待及びいじめ防止条例・施行
H28	児童福祉法の改正 ・子育て世代包括支援センター法定化 ・市町村における支援拠点の整備 ・児童の福祉を保障するための理念の明確化 ・ 中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう国は必要な措置を講ずる（附則） 等	・こども福祉課にて法改正にあわせて，児童相談所設置に関わる検討を開始
H29	児童虐待防止法・児童福祉法改正 ・虐待を受けている児童等の保護者に対する司法関与 ・家庭裁判所による一時保護の審査 等	・こども福祉課に児童相談所設置担当を 設置 ・『柏市児童相談所設置検討会議』の 設置 （10部署）
H30	児童虐待防止法・児童福祉法改正案が閣議決定 ・ 中核市への児童相談所設置促進 等	・『柏市児童相談所設置検討会議』の 拡充 （16部署） ・平成31年第1回定例会で市長の設置表明
H31		・『柏市立児童相談所設置に関する懇談会』の 設置

2) 児童相談所設置の 背景と意義

4. 児童相談所設置の背景（虐待対応件数）

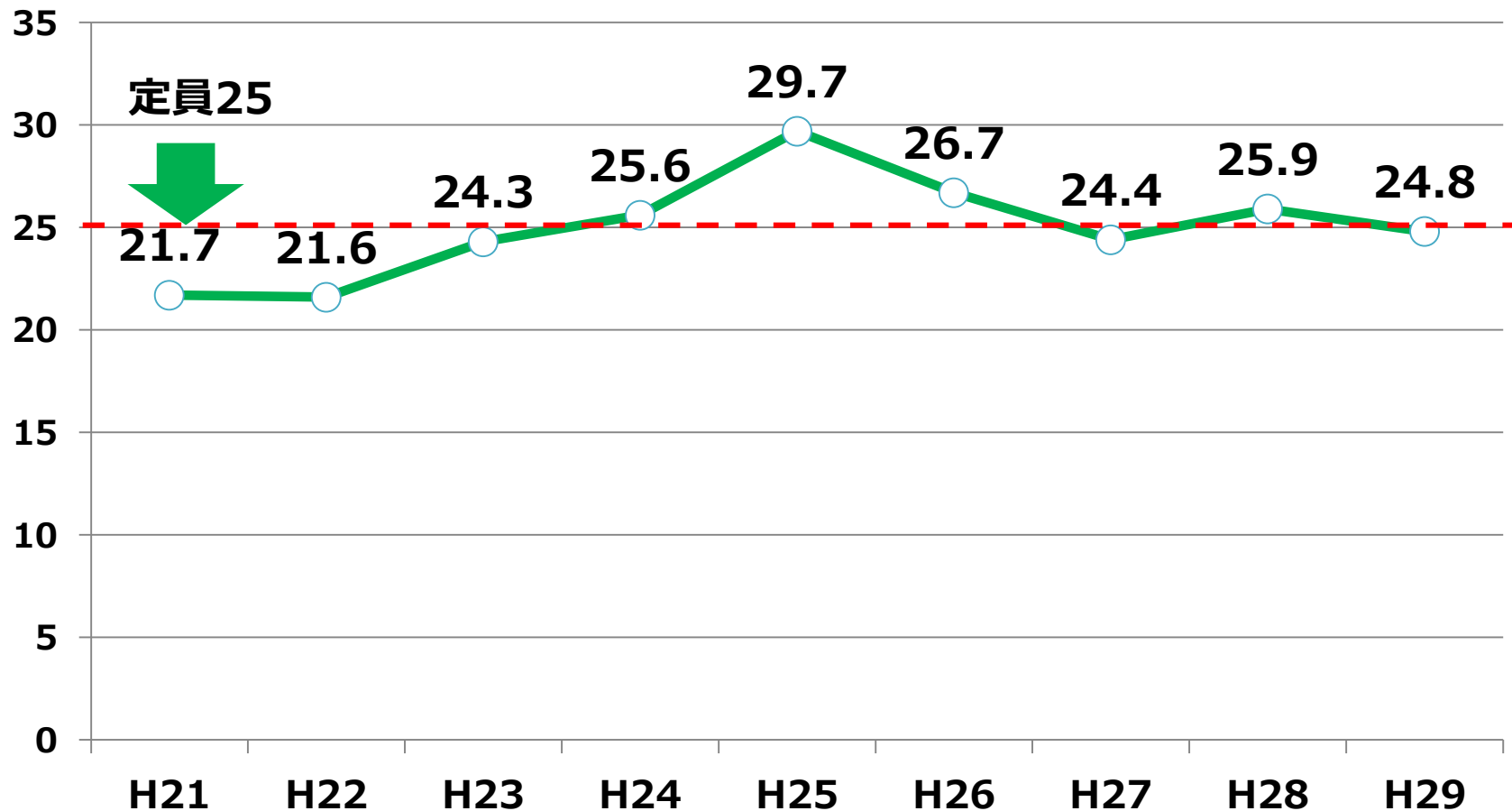


※県児童相談所における柏市分の内訳が不明のため、県分（柏市分）は柏児童相談所全体の割合で按分計算により算定

児童虐待の相談対応件数は、増加の一途。県では心理的虐待が大幅増

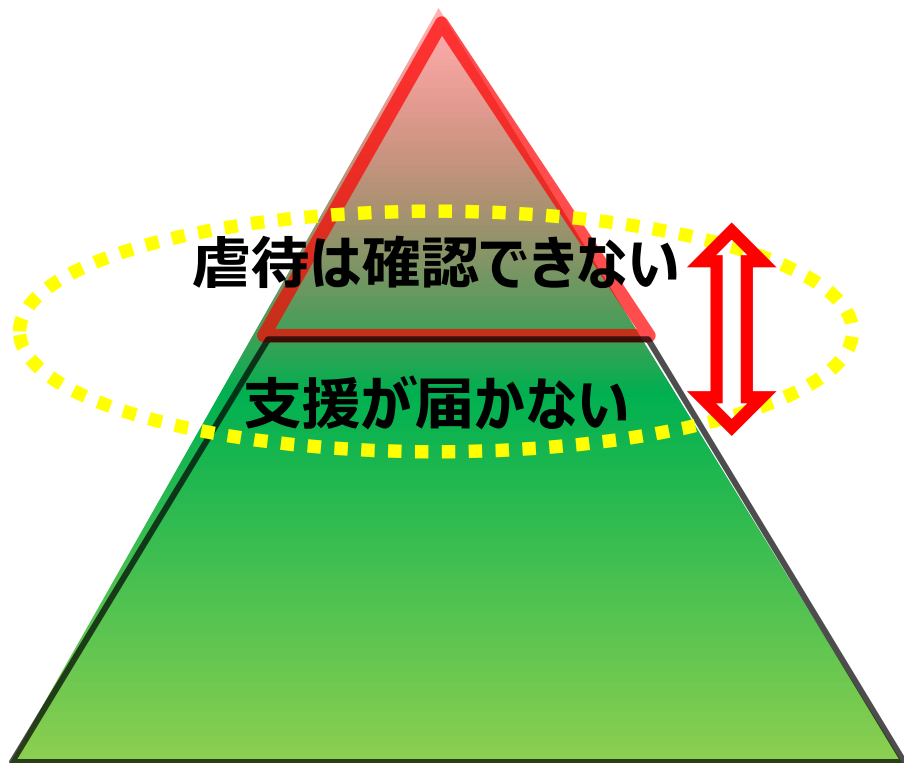
5. 児童相談所設置の背景（一時保護所）

■ 一日平均保護人数の推移（柏児童相談所全体）



一時保護所は、定員ギリギリの運営を行っている状況

6. 児童相談所を設置する意義



(状況の課題)

- ・増加する件数に加え、ケースが抱える問題は複雑化している。
- ・市で対応するケースにおいても対応が難しく、支援が拒まれ届きにくいケースがある。

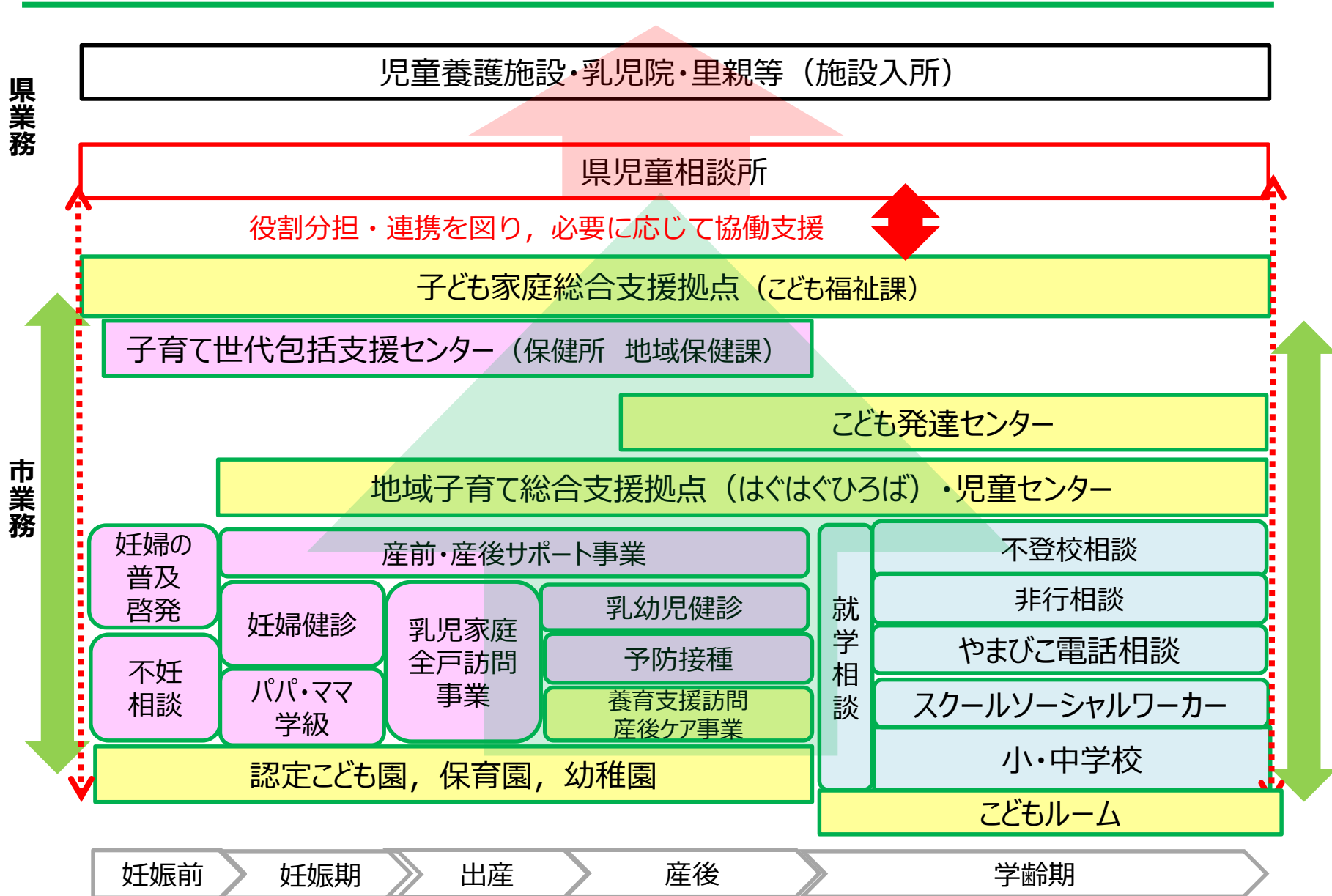
(連携の課題)

- ・市の「支援」が届かない場合には、県が持つ権限による「介入」が必要。
- ・県には事前情報がないため、県と市における密な協議が必要。
- ・日々増加、複雑化するケースを抱えるなか、引継等に時間を要する場合がある。

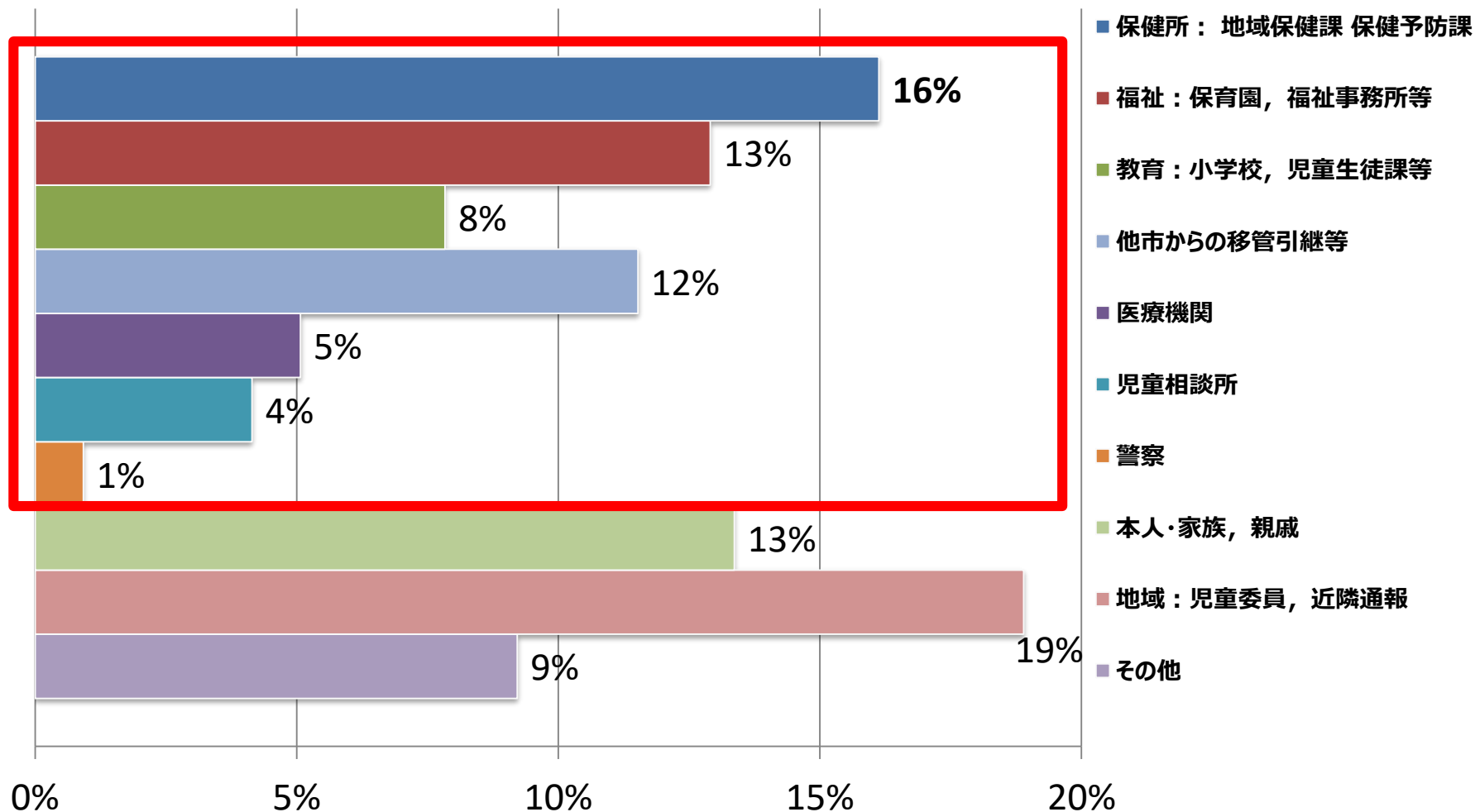
児童相談所の設置により、支援から介入・措置までを迅速かつ一貫性を持って対応することができる

3) 市が目指す児童相談所

7. 全ての児童を見守る市の支援体制

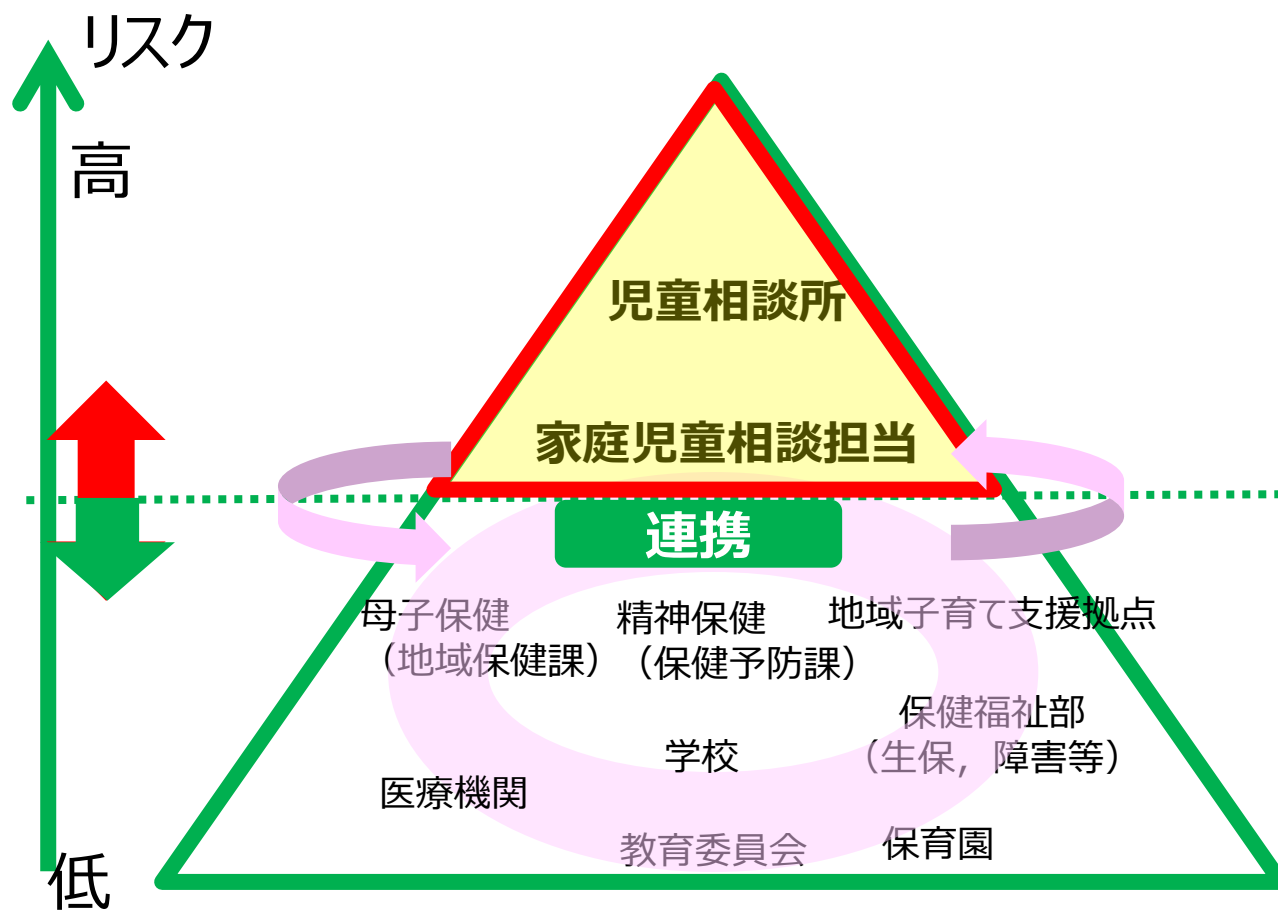


8. 市への児童虐待に係る相談経路



市への要保護児童の相談経路は、関係部署や関係機関からが約6割

9. 市が目指す児童相談所の連携体制



児童相談所を中心とした庁内関係部署間の連携が円滑な運営の鍵

10. 連携を活かした児童虐待の予防

【現状】

虐待発生

児童相談所の介入

児童相談所は「通告」後に、ケース対応を開始（虐待事例発生後の対応）

そもそも虐待を発生させない仕組みを構築できないか（予防的な対応）

【今後目指す姿】

児童相談所の早期の予防的介入

虐待兆候

虐待発生せず

市は妊娠から生まれてからの多くの子どもに関する情報を多く持っている

児童相談所と関係機関が重層的な支援を兆候時から実施し、虐待を予防

1 1. 有識者懇談会における主な意見

● 市立児童相談所設置の意義

- ・地域支援から一時保護などの権限行使に至るまで、判断機関が一つとなり、迅速かつ実効性が高い支援を行うことができる。
- ・市が児童相談所を持つことで、同じ市の職員同士で顔の見える関係となり、子どもへの個別支援会議の回数を増やしやすくなるなどのメリットが生じる。

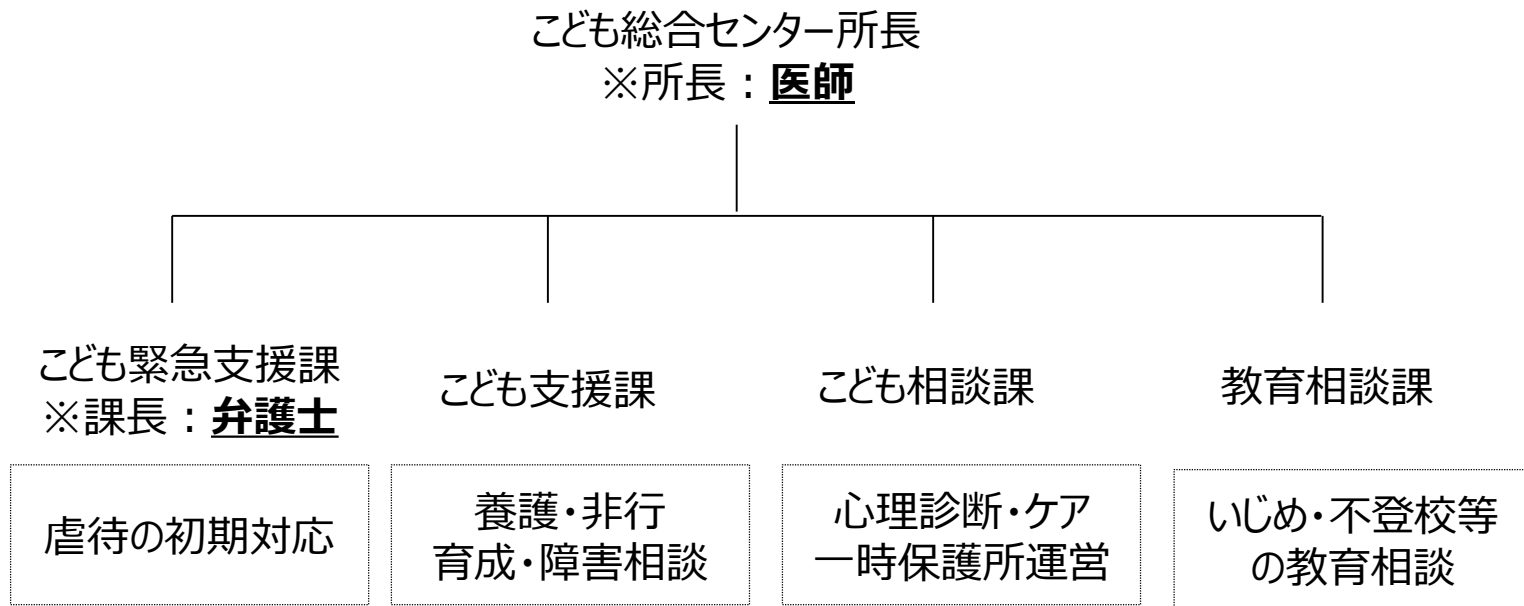
● 市立児童相談所設置の課題

- ・保護者の同意がない施設への措置を行う場合、家庭裁判所の審判期間は長いと半年程度要することもあるため、長期間子どもを預かることを踏まえて施設整備を検討すべきである。
- ・子どもの安全確認の手法や保護者の同意が得られない施設措置の対応手法について、ノウハウの蓄積や弁護士、家庭裁判所などとの連携が必要である。

● 施設機能の課題

- ・一時保護という入口を整備しても、児童養護施設等という出口の問題を解決しなければ、一時保護所は慢性的な定員超過となる。首都圏の児童養護施設の多くは定員近く入所。
- ・18歳で施設を退所すると児童福祉法の対象外となるため、独力での生活が前提となるが、自分の家庭に頼ることができない子どもが多く、必要な機関に繋がるのが難しいのが現実。

12. 福岡市組織体制事例（参考）



【特徴】

- ・初期対応の長に正規職員として弁護士を配置
⇒一時保護の判断を行うに当たり、法的裏付けとなる知識を組織で共有し、躊躇なく一時保護ができる（強く保護を反対する保護者への対応を含め職員のメンタルヘルスの確保にも資するとのこと）
- ・児童相談所を含めたこども総合センター所長に医師を配置
⇒一時保護の判断や施設入所・措置等について、医師の判断も併せて行うことによる安心感がある（その他、係長やSV（指導的立場の職員）相当職には精神保健福祉士、保育士など幅広い分野の職員を配置し、多角的な視点でのケースワークを担保）